

岐阜県口腔保健支援センター推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の推進を図るため、歯科口腔保健に関係する団体の有識者等から意見を聴くことを目的として岐阜県口腔保健支援センター推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 協議会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 支援センターの業務に関する事。
- (2) その他歯科口腔保健に係る支援に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、住民その他の関係者団体より推薦を受けた者をもって組織する。

(会長等)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会議の進行を行う。
- 3 会長は、会長代理を指名することができる。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、県が招集する。

- 2 県は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部医療福祉連携推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、県が定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年8月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年 3月 5日から施行する。